



平成 29 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社バンダイナムコホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 田 口 三 昭
(コード番号 7832 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役 経営企画本部長 浅 古 有 寿
(TEL : 03 - 6634 - 8800)

業績条件付報酬の内容の変更（業績条件付株式報酬制度への移行）に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 10 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象とする株式報酬型ストックオプション制度を、当社普通株式を付与するための金銭報酬債権および金銭を支給する制度（業績条件付株式報酬制度。以下、「本制度」といいます。）に移行させることを決議し、本制度に関する議案を平成 29 年 6 月 19 日開催予定の第 12 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、上記に関する取締役会での決議は、過半数が独立社外取締役から構成される任意の諮問機関である人事報酬委員会での審議結果を踏まえた上で行なっております。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

当社の対象取締役に対する報酬は、固定報酬である基本報酬に加え、各事業年度の業績に応じて支給される賞与および業績条件付報酬としての株式報酬型ストックオプションにより構成されております。

株式報酬型ストックオプション制度について、当社は、平成 27 年 6 月 22 日開催の当社第 10 回定時株主総会において、「バンダイナムコグループ中期計画（平成 27 年 4 月～平成 30 年 3 月）」（以下、「本中期計画」といいます。）に対応させる形で、対象取締役に対して、株式報酬型ストックオプションを年額 1 億 6 千万円を上限として付与すること（以下、「現行制度」といいます。）につき、ご承認（かかる承認決議を、以下、「現行制度承認決議」といいます。）をいただいております。

現行制度は、割当ての条件として業績達成基準（当社の連結営業利益 500 億円以上）を設けることにより、業績達成基準を充足しなければ、そもそも株式報酬型ストックオプションが付与されないこととし、取締役の本中期計画に掲げる目標業績の達成を強く志向させることを意図しております。また、付与の有無および水準は、本中期計画期間中の各事業年度において判定しております。

今般、我が国の取締役の株式報酬制度について、取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資財産として払い込むことにより、取締役に対する直接の株式交付を行うための各種の制度整備がなされました。当社は、かかる制度整備を踏まえ、取締役が直接株式を保有することにより、株主の皆さまとの価値共有をより深める観点から、取締役報酬制度の見直しを行い、業績条件付報酬としての現行制度承認決議を一部変更し、本中期計画の最終年度である平成 30 年 3 月期において、現行制度の考え方を踏襲しつつ、現行制度に代えて、本制度の導入を行いたく存じます。

本制度への移行により、取締役等在任中に株式を直接保有することが可能となり、現行制度以上に、株主の皆さまとの価値共有が深まると考えております。さらに、本制度により交付する当社普通株式については、現行制度と同様に取締役等在任中における株主の皆さまとの価値共有を継続的に担保するため、取締役等在任中の売却を制限し、退任時まで継続的に保有するものいたします。

（２）本制度の導入条件

本制度は、当社の対象取締役に対して当社普通株式を付与するための金銭報酬債権および金銭を支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

具体的には、本株主総会において、現行制度承認決議の報酬枠と同じく年額１億６千万円を上限として、当社の対象取締役に対して、現行制度承認決議に基づく平成３０年３月期に係る株式報酬型ストックオプション制度に代えて、平成３０年３月期に係る業績条件付報酬として金銭報酬債権（当社普通株式の払込みに係る現物出資財産）および金銭を支給することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。

なお、本制度に関する議案が承認可決されることを条件に、現行の株式報酬型ストックオプション制度に基づく株式報酬型ストックオプションの付与は行わないことといたします。

２．本制度の内容

（１）本制度の概要

本制度は、現行制度同様に、対象取締役に対して、本中期計画期間の最終年度である平成３０年３月期（以下、「評価対象期間」といいます。）における当社連結営業利益が５００億円以上となった場合にのみ、連結営業利益の数値に応じて、金銭報酬債権（当社普通株式の払込みに係る現物出資財産）および金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を交付または支給します。

（２）本制度における報酬額の上限

金銭報酬債権および金銭の額は、評価対象期間の連結営業利益の数値に応じて年額１億６千万円を上限として定められるものとします（※）。

（※）連結営業利益が５００億円に満たない場合は支給しないこととし、連結営業利益が５００億円以上の場合には、連結営業利益の増加に応じて最大で１億６千万円までの範囲で変動するものとします。

（３）対象取締役が交付を受ける株式の総数の上限

１事業年度につき４０,０００株以内とします（発行済株式総数の０.０１８％）。

なお、１株当たりの払込金額は、下記（４）に定める取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値等、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会にて決定します。

(4) 対象取締役に対する当社株式等の交付要件

本制度においては、評価対象期間が終了し、対象取締役が以下の要件を満たした場合に当社株式等を交付または支給するものとします。各対象取締役に交付または支給する当社株式等の額については、評価対象期間経過後に開催される取締役会で決定するものとします。

- ① 評価対象期間中に取締役等として在任したこと
- ② 一定の非違行為がなかったこと
- ③ 取締役会が定めたその他必要と認められる要件

3. 本制度への移行と合わせて株主の皆さまにご承認をお願いする事項

(1) 現行の株式報酬型ストックオプション制度による報酬の支払方法の変更

(平成 29 年 3 月期に係る業績条件付報酬の内容の変更)

本制度への移行により、取締役に對して直接当社普通株式を交付することが可能となることから、より一層株主の皆さまとの価値共有を促進するため、業績達成基準の指標とした連結営業利益の数値が確定した平成 29 年 3 月期に係る業績条件付報酬としての株式報酬型ストックオプションにつきましても、株式報酬型ストックオプションではなく、本制度と同様の内容にて直接株式を交付することができるよう、現行制度承認決議の一部変更として、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。

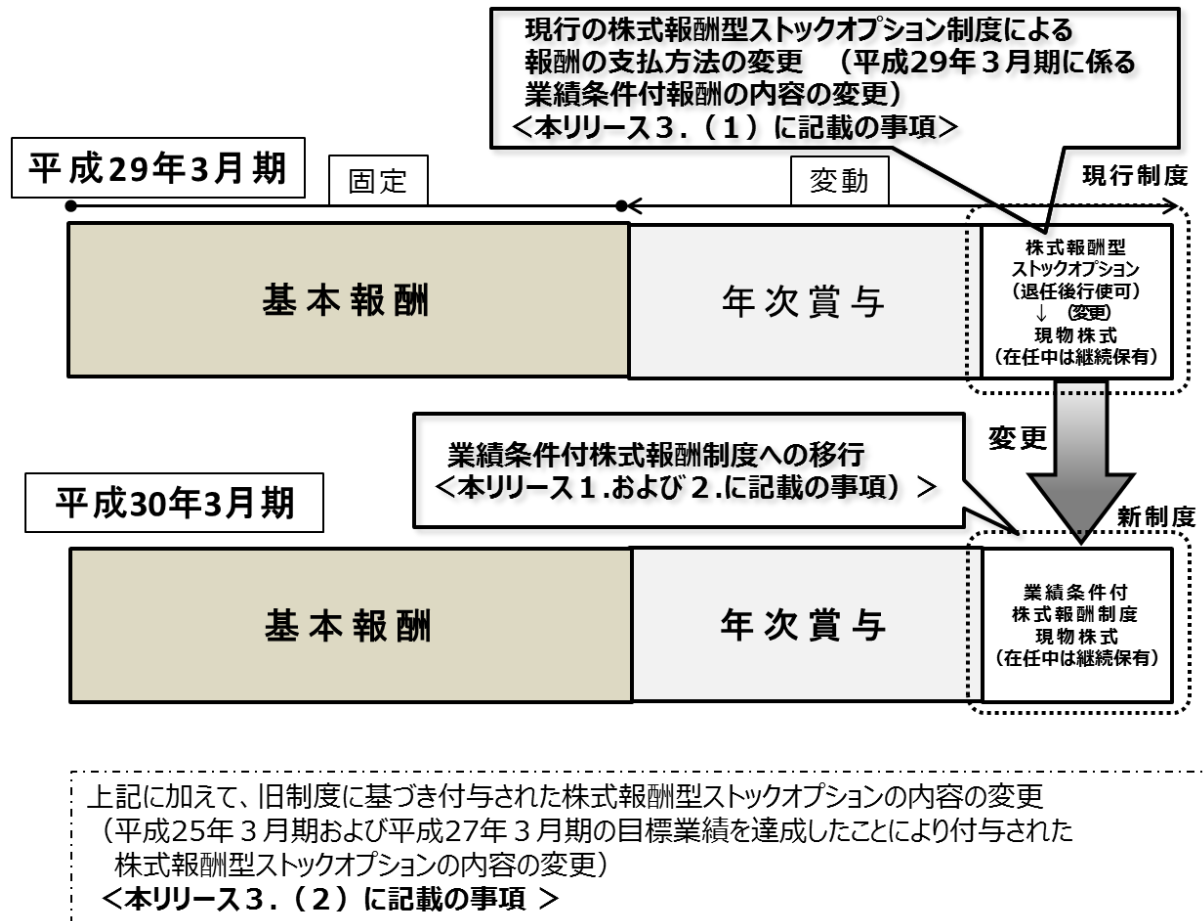
(2) 旧制度に基づき付与された株式報酬型ストックオプションの内容の変更

(平成 25 年 3 月期および平成 27 年 3 月期の目標業績を達成したことにより付与された株式報酬型ストックオプションの内容の変更)

当社は、平成 24 年 6 月 18 日開催の当社第 7 回定時株主総会において、当社取締役に對して、バンダイナムコグループ中期計画（平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月）（以下、「前中期計画」といいます。）における業績目標の達成を条件に、前中期計画期間内の各事業年度の業績条件付報酬として株式報酬型ストックオプションを付与する報酬制度（以下、「旧制度」といいます。）を導入しており、前中期計画期間中の平成 25 年 3 月期および平成 27 年 3 月期は、目標を達成したことから、旧制度に基づき株式報酬型ストックオプションを付与しております。

本制度への移行に伴い、旧制度に基づき付与され、権利行使がなされていない株式報酬型ストックオプションについても、早期の権利行使および株式の取得を実現し、株主の皆さまとの価値共有をより深める観点から、権利行使の期間および条件の一部変更として、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。なお、かかる変更後においても、株式報酬型ストックオプションの行使により取得する当社普通株式の一部（納税後の残額に相当する部分）について、取締役等在任中の売却を制限し、退任時まで継続的に保有するものとします。

(ご参考) 当社対象取締役の現行報酬制度の全体像、および本株主総会においてご承認をお願いする変更箇所につきましては、下記をご参照ください。



以上